記者発表

令和2年11月19日
青森県道路メンテナンス会議

青森県内の橋梁等の2019年度（令和元年度）点検結果をとりまとめ

～青森の道路メンテナンス概要（2巡目）の公表～

2014年度より道路管理者は全ての橋梁、トンネル、道路附属物等について、5年に1度の点検が義務付けられています。2018年度に1巡目点検が完了し、2019年度から2巡目点検を実施しています。

今般、2巡目の初年度である2019年度の点検が完了したため、2019年度の点検結果、これまでの措置状況、道路メンテナンス会議の取り組み等を「青森の道路メンテナンス概要」としてとりまとめましたのでお知らせいたします。

1. 2巡目点検初年度の点検は1巡目点検より進捗

- 2巡目点検の初年度となる2019年度の点検実施割合は、橋梁：19%、トンネル：13%、道路附属物等：27%を実施しており、1巡目初年度よりも進捗しています（青森の道路メンテナンス概要：3頁）。
- 全道路管理者の2019年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の施設数は、橋梁：136橋、トンネル：3箇所、道路附属物等：12施設となっています（青森の道路メンテナンス概要：3頁）。

2. 地方公共団体の修繕等措置の着手率が約5割

- 1巡目点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁で、2019年度末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省：89%、高速道路会社：59%、地方公共団体：51%となっています（青森の道路メンテナンス概要：11頁）。

3. 5年間で早期又は緊急に措置を講ずべき状態に変化した割合は9%

- 1巡目の2014年度点検で判定区分Ⅰ・Ⅱと診断された橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度点検において、判定区分Ⅲ・Ⅳへ遷移した橋梁の割合は全道路管理者で9%となっています（青森の道路メンテナンス概要：7頁）。

青森県道路メンテナンス会議では、点検結果を踏まえ、各道路管理者と連携して計画的なメンテナンスを引き続き実施して参ります。
青森の道路メンテナンス概要は、以下のWebページにてご覧いただけます。
http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/road/maintenance/gaiyo.html

＜発表記者会：青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社＞

＜問い合わせ先＞
青森県道路メンテナンス会議事務局
国土交通省　東北地方整備局　青森河川国道事務所
工事品質管理官　船水（ふなみず）　義一（よしひと）　TEL 017-734-4521（代表）（内線302）
建設専門官　藤原（ふじわら）　紳（しん）　TEL 017-734-4575（内線403）
青森県　県土整備部　道路課　企画・市町村道グループ
総括主幹　鈴木（すずき）　政孝（まさたか）　TEL 017-734-9649（直通）